

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月23日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

監査委員 阪井 千鶴子

同 ホンダ リエ

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者 吉村 洋文

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

監査結果に関する措置状況報告書

対 象：平成29年度定期監査等

通知を受けた日：平成30年3月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
7	<p>条例の規定があるにもかかわらず、公表を要する事項が公表されていないものについて是正を求めたもの</p> <p>環境施設組合のホームページで適正に公表されているか確認したところ、次のとおり事実が明らかになった。</p> <p>・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例及び職員の退職管理に関する条例の規定において公表すると定めている項目について、環境施設組合の事業開始からこれまで、公表された事実が確認できなかった。</p>	<p>・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例については、平成28年度の人事評価の基準を、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例及び職員の退職管理に関する条例については、平成27年度及び28年度の条例の運用状況を、平成29年12月20日付で公表した。</p> <p>・また、今回指摘の各条例の公表項目の公表時期を毎年9月に定め、その時期に漏れなく公表を行うことにより条例の適切な運用に努める。</p>	措置済	平成29年 12月20日

[改善勧告]

- 1 総務課は、条例の規定に定めのあるものについては、適宜公表すること。